

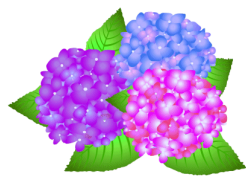


尾間木中だより

学校教育目標
豊かな心を持ち、
たくましく生きる生徒

平成 29年 7月 3日 第4号

〒336-0926 さいたま市緑区東浦和4-29-1
電話 048-874-9733
FAX 048-810-1127



「知育、徳育、体育の基礎となるべきもの」

校長 堀 田 明 良

梅雨空の日々が続いています。緑の若葉を茂らせた昇降口前のハナミズキの木の根元に7組の生徒たちがアジサイやひまわりなどの花を植えてくれました。ひまわりはまだ丈は低いのですが、これから大きく伸びていくでしょう。アジサイは紫がかかった赤や青に染まり、雨に濡れるとより鮮やかさが増すように感じます。校舎内の階段の踊り場にも教頭先生がアジサイの花を飾ってくれました。生徒達も踊り場の鏡に映った自分の姿の隣にきれいな花があるので、心もなごむことと思います。

今年のさいたま市学校総合体育大会も尾間木中の皆さんは立派な姿を見せてくれました。教頭先生と分担して全種目の応援に行きましたが、最後まであきらめない3年生の姿が印象的でした。6月3、4日の休業日には他の部活動の先生方も応援にかけつけてくれた種目もありました。どの会場に行っても保護者の方が生徒の皆さんの応援をしてくださっていました。また、多くの地域の皆様からもご声援をいただきましたことを改めてお礼申し上げます。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。



この文章は平成17年に制定された食育基本法の前文の一部です。本校ではこの法の理念に基づき、さいたま市教育委員会の指定を受け、平成28、29年に研究に取り組み、6月28日に発表を行いました。ご指導いただきました市教育委員会の皆様やご理解ご支援いただいた保護者、地域の皆様方、そして研究に係わった教職員の皆さんに深く感謝いたします。研究に取り組んだことにより、生徒たちの食に関する関心が高まり、感謝する心、食事のよろこび、楽しさを理解することに繋がりました。そのため、毎年給食の残食率が減少し、市内中学校では一番残食率の低い学校となりました。今後もこの状態が継続していけるよう努めるとともに、大人になった時にこの知識を生かせるよう、食についての望ましい習慣がつけられるようにしていくこと願っています。

本校では生徒会本部役員が中心となり、食育推進に向けて各学級において「食育推進標語かるた」を作成しました。終わりにかるたの一枚を紹介いたします。

「生き物に しっかり感謝し いただきます」

